

沖縄県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める 「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年6月29日策定

平成30年10月10日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においてくろまぐろは、はえ縄漁業、一本釣り漁業等により、主に4月から7月にかけて本県周辺海域において漁獲され、重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、県下漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について沖縄県の知事管理量に関する事項

- 1 本県の知事管理量について

第4管理期間(平成30年7月1日から平成31年3月31日まで)の知事管理量は次の表のとおりとする。

種類	知事管理量	備考
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	0.1トン	留保なし。

くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	13.2トン	留保なし。
------------------------------------	--------	-------

2 小型魚の知事管理量に係る漁船漁業等の広域管理について

本県は、小型魚の知事管理量について、山形県、大阪府、岡山県、佐賀県及び大分県とともに漁船漁業等の広域管理を行うこととする。これに伴い、本計画で当初定めた小型魚の漁船漁業等の割当量が第3で定めるところにより変更するのにあわせて、1の表に掲げる小型魚の知事管理量も変更するものとする。

3 知事管理量の変更について

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合であって、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表されたときは、その該当する種類における1の表に掲げる知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、当該種類に関する第4管理期間における本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

(1) 採捕の種類別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等（定置漁業を含む。）の割当量	0.1トン	13.2トン

(2) 本県とともに小型魚に係る漁船漁業等の広域管理を行うこととしている府県における小型魚の漁船漁業等による採捕の数量の累計が、広域管理に参加する府県の漁船漁業等の割当量等の合計値2.0トンを超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、(1)の表に掲げる小型魚の漁船漁業等の割当量を消化していない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、本県の小型魚における漁船漁業等の割当量とする。

2 海域別、期間別の数量

海域別、期間別の割当量は定めない。

3 採捕の停止等の命令について

本県は、小型魚又は大型魚における採捕の数量が、採捕の種類別のそれぞれの数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、その種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合等（以下「漁業団体」とする。）は採捕数量の積み上がりに備え、次の表に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業団体	漁業種類	報告基準
全て	全て	小型魚を採捕した場合
全て	全て	大型魚を採捕した場合

- (2) (1)の本県への一報は次の表の体制により行うものとする。

漁業者等の報告先	本県
<ul style="list-style-type: none"> ・所属漁業団体以外の市場に水揚げする場合、各漁業者は所属漁業団体の担当者に電話連絡 ・所属漁業団体の市場に水揚げする場合、市場の担当者は、所属漁業団体の担当者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業団体担当者は本県水産課にメール/FAX/電話連絡 ・本県は送信者に受信連絡

- (3) 各漁業団体は、漁業者と当該漁業団体間の連絡網を整備するものとする。
 (4) 本県は、各漁業団体と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。
 (5) (1)の本県への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は次表のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
全て	小型魚の採捕があった場合、生存個体の放流
全て	大型魚の採捕があった場合、知事管理量の残枠が確認できるまで、くろまぐろの目的操業を自粛

- (6) 本県は、漁業者から本県全体の合計で1日1トンを超える採捕の数量報告があった際は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、第2又は第3に定める数量の7割を超えた時点で、その採捕の数量を公表するものとする。
 (2) 小型魚については、漁船漁業等の広域管理に参加する府県の採捕の数量が「漁船漁業等の広域管理量」の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水

産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で(1)の公表がされていない場合は、当該公表を持って(1)の公表とする。

- (3) 大型魚については、我が国全体の採捕の数量が我が国全体の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で(1)の公表がされていない場合は、当該公表を持って(1)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、採捕の数量が知事管理量の7割を超えており、又はそのおそれがあると認める時点で、漁船漁業等の割当量の法第8条第2項の規定に基づく採捕の数量を公表した後、すみやかに法第9条第2項の規定に基づく勧告を内容とした、次に掲げる早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

- (1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- (2) 生存個体は全て放流する。
- (3) 関係漁業団体に当該措置の履行確認を依頼する。

4 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は、管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、本県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

- (1) 第2の小型魚又は大型魚の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。
- (2) 第3の採捕の種類別の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。
- (3) 我が国全体の漁獲可能量又は漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣から当該採捕の数量が公表された場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。

2 その他採捕の停止命令に関すること

法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊

漁者も命令対象とするものとする。